

重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

1. 事業者(法人)の概要

事業者名 pomm 株式会社
所在地 〒168-0073 東京都杉並区下高井戸4丁目6番4号8階
代表者 代表取締役 寿々木 剛志
設立年月日 2023年12月28日
電話番号 03-6712-7584

2. 事業所の概要

事業所名 ぼむ訪問看護
所在地 〒153-0042 東京都目黒区青葉台1丁目13番4号 ちとせマンション201号
電話番号 03-6712-7584
指定年月日 2024年6月1日
事業所番号 1361090515
管理者名 寿々木 剛志
サービス提供地域 目黒区、渋谷区、世田谷区

3. 事業所の職員体制

職種	人員	従事するサービス内容等
管理者	1名 (常勤)	管理者は業務全般を一元管理
看護師	5名 (常勤) 0名 (非常勤)	主治医より訪問看護指示書を受けた後、看護サービスを提供
理学療法士	2名 (常勤) 0名 (非常勤)	主治医より訪問看護指示書を受けた後、リハビリテーションのサービスを提供
作業療法士	0名 (常勤) 1名 (非常勤)	
事務職員	0名 (常勤) 0名 (非常勤)	サービスにおける事務業務を担う

4. 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日 8:50～17:50

ただし、祝日及び年末年始(12月30日～1月3日)は除く

24時間緊急対応や、ご利用者様の状態によっては時間外にサービス提供する場合があります。

5. 提供するサービスの内容

- 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- 療養生活や介護方法の指導
- 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- 終末期の看護
- 在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)

※ リハビリテーションを中心とした看護業務の一環として、療法士が訪問する場合があります

6. サービス利用料及び利用者負担 ⇒ 別紙参照

7. 事業所におけるサービス提供方針

- (1) 指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

8. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等を電子記録にて記載します。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- (3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」とその他の記録を、サービス終了日から5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

9. 虐待の防止のための措置に関する事項

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

10. 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表のとおりになります。
- (2) この金額は、保険制度の法定利用料に基づく金額になります。
- (3) 保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。(保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります)
- (4) 利用者負担金は、毎月27日にご指定の金融機関の口座から引落となります。

11. キャンセル

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。

当日サービスの利用を中止する際には、すみやかにステーション(03-6712-7584)までご連絡ください。

当日のキャンセルは下記のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください。

ただし、容体の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセル料：3,000円(税別)

12. 秘密保持

事業者及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

13. 相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

担当者：管理者 寿々木 剛志

電話番号：03-6712-7584 または 080-3179-2352

※ 相談・苦情については、管理者及び担当者等が対応します。
不在の場合は、対応者が必ず管理者、担当者に引き継ぎます。

サービスに関する相談や苦情対応については、次の機関においても苦情申し立て等ができます。

目黒区社会福祉協議会権利擁護センター「めぐろ」苦情調整事業担当 電話：03-5768-3963
(保健福祉サービス苦情調整委員事務局)

目黒区役所 介護保険管理係 電話：03-5722-9574

東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 電話：03-6238-0177

14. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。